



発行：文部科学省科学研究費補助金

新学術領域研究「法と人間科学」代表：仲 真紀子

総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50音順），支援室

2014年9月号

## ◆ 目次

- 法と人間科学・総括班支援室からのお知らせ ----- 1
  - ・10～12月のイベント情報
  - ・ニューズレター vol.6
- 実務家と研究者のクロスセクション ----- 2
  - 「足利事件の教訓は？」
  - 弁護士 笹森 学
- 研究アゴラ ----- 3
  - 監訳著書の紹介
  - 「LexisNexis アメリカ法概説シリーズ⑨  
アメリカ捜査法」
  - 成城大学 指宿 信

## 巻頭歳時記

虫の音が耳障りよい秋は、読書の秋でもあり、学問・アカデミックとは縁が深い季節です。学会やシンポジウムも各地で盛んに開催されます。先号で紹介した7月の国際シンポジウムは、盛会のうちに終了し、法と人間科学の国際的なインタラクションの重要性を実感するものとなりました。実務家研修は、9月15日に櫻井教授（北海道大学）企画の大学のカルト対策3が実りある議論を得て終了し、10月21～22日、11月10～11日に仲教授（北海道大学）の司法面接研修、11月24日に田中准教授（四天王寺大学）企画の子どものための司法面接研修が開催されます。11月24日の研修は、参加希望者が非常に多く、定員を遙かに上回るご応募をいただいております。たくさんのご応募ありがとうございました。そこで、急遽、同内容研修開催を日程調整中です。ご期待下さい。10月24日には、拡大・総括班会議があります。新公募班の先生（H26-27年度）のお披露目と研究紹介がメインです。公募班の先生はもとより総括班以外のメンバーのみなさまにも是非ご参加くださいようお願いいたします。（支援室・高橋）



## 法と人間科学・総括班支援室からのお知らせ

### ■ 10～12月のイベント情報

- ★ 10月17～19日 The 8th East Asian Psychology and Law Conference [北京・中国法政大学]  
<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/538/>
- 10月18～19日 日本犯罪社会学会第41回大会 [京都産業大学]
- ★ 10月21～22日 司法面接研修（第3回 法と人間科学・実務家研修）[北海道大学]
- ★ 10月24日 法と人間科学・拡大総括班会議 [関西学院大学・大阪梅田キャンパス]  
<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/539/>
- 10月25日～26日 法と心理学会第15回大会 [関西学院大学・西宮上ヶ原キャンパス]
- ★ 11月10～11日 司法面接研修（第4回 法と人間科学・実務家研修）[北海道大学]
- ★（日程調整中）第5回 法と人間科学・実務家研修「大学のカルト対策4」
- ★ 11月24日 第6回 法と人間科学・実務家研修「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」 [四天王寺大学・サテライトキャンパス]  
<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/541/>  
※定員に達したため募集を締め切りました。  
※年度内に同内容の研修開催（同会場）の日程を調整中です。
- 12月13日 法と精神医療学会第30回大会 [専修大学・神田校舎]

★ 法と人間科学のイベント

### ■ ニューズレター vol.6

9月に、法と人間科学・ニューズレター vol.6を発行いたしましたので、下記に目次をご紹介します。今週発送予定ですので、皆様のお手元に届きますまで、今しばらくお待ち下さい。

- 巻頭：新・公募班の紹介
- 2013年度 模擬裁判の開催レポート（2）  
慶應大学・教授 伊東 裕司
- 各班からのレポート（石塚班・櫻井班）
  - ・「犯罪学リテラシー研修」を実施して  
龍谷大学・教授 浜井 浩一
  - ・実務家研修「カルトからの回復を考える」を実施して  
北海道大学大学院・教授 櫻井 義秀
- フロリダ国際大学の Ronald Fisher 先生を訪問して  
一 認知面接に関する質問一  
慶應大学先端研究センター・研究員 松尾 加代
- 札幌法と心理研究会レポート
  - ・若手研究者による研究報告  
北海道大学大学院・助教 橋場 典子
  - ・各月の活動
- イベントカレンダーとお知らせ

>> pdf版ニューズレター vol.6  
[http://law-human.let.hokudai.ac.jp/assets/files/newsletter/NL-vol6\\_1409.pdf](http://law-human.let.hokudai.ac.jp/assets/files/newsletter/NL-vol6_1409.pdf)

## 実務家と研究者のクロスセクション



## 「足利事件の教訓は？」

北海道合同法律事務所・弁護士 笹森 学

笹森 学 先生は、4 月度の札幌法と心理研究会にて、「裁判員制度における任意性立証の一事例」という題目で、ご講演されました（ニューズレター vol.6, p5 参照）。そこでは、弁護士のお立場からの貴重なお話をいただき、実際に担当された事例の尋問の様子を DVD などで紹介し、それらをもとに知的に問題のある方への尋問の問題点や改善すべき点などについて、当領域の法学者、法社会学者、心理学者と検討しました。ここでは、その時にご講演いただいた内容と関連してご執筆いただきました。

私は、法と人間科学領域の研究会において、傷害致死の裁判員裁判で、自白調書が採用されず被告人の言い分が認められ、被告人に無罪が言い渡された事件を報告した。その根拠は取り調べの様子を記録した DVD だった。報告しながら私は担当した足利事件を思い出していた。

足利事件は、菅家利和さんが冤罪に泣いた事件である。5 歳の被害者女兒真実（まみ）ちゃんの半袖下着に付着していた遺留精液の DNA 型が菅家さんの型と一致し、菅家さんも当初自白していたとして無期懲役の判決が確定、菅家さんは収監されていた。ところが、再審請求段階の東京高裁で実施された DNA 鑑定で、型は一致しないとされ、菅家さんは 19 年ぶりに再審無罪となった。再審公判では、警察の DNA 鑑定が誤鑑定であったかどうかと、菅家さんの自白はもともと証拠能力がなかったという点が争いになった。検察側は警察の DNA 鑑定が誤鑑定だったという点を徹底的に争った。特に、警察の DNA 鑑定と同じやり方で鑑定し、警察の鑑定と違う結果を出した法医学者は人格攻撃も含め徹底的に攻撃された（その結論は警察の DNA 鑑定はまさに誤鑑定だと証明するものだからである）。

裁判所は、警察の DNA 鑑定は証拠能力が認められない鑑定だったことを認めたが（理由は誤鑑定ではなく科学的に信頼できる方法で行われたとはいえないというもの）、菅家さんが法廷でした自白は有効とした（但し、虚偽自白だから全く信用できない、とした）。自白の証拠能力を検討する証拠として別件の幼児殺しの際の取り調べ録音テープが法廷で取り調べられた。足利事件もやってないとする菅家さんの言い分を検察官が撤回させる様が如実に録音されている（刑事の体育会系の物言いに圧倒される取り調べ録音もある）。

菅家さんと弁護団は検察官に対し「ともに誤判原因を突き止めようではないか」と訴えたが、検察官は再審公判の役割ではないとして拒否、無罪判決に即日控訴権を放棄して判決を確定させた。

足利事件について警察、検察、日弁連は検証報告書を公表したが、裁判所は検証自体を行わなかった。警察は、足利事件での DNA 鑑定が誤鑑定であったことを否定したままである。そして、検察は真実ちゃんの半袖下着を返還しないし、録音テープの公表をせず、弁護人は録音テープの廃棄を求められた（証拠開示の条件だったから）。菅家さんがなぜ自白したかの科学的解明は司法の闇の中である。

それゆえ、法と人間科学の分野で足利事件の教訓を真に総括して頂くことを期待している。



## 研究アゴラ



### 監訳著書の紹介

## 「LexisNexis アメリカ法概説シリーズ⑨ アメリカ捜査法」

Understanding Criminal Procedure, 4th Edition, Volume 1: Investigation

成城大学 教授 指宿 信

「お前には黙秘する権利がある」

アメリカのドラマを見ていると警官が被疑者を逮捕する際に告げるお決まりの台詞に出会う。周知のとおり、これは「ミランダ警告」と呼ばれ、アメリカ最高裁判例が定めた逮捕手続を適法とする要件のひとつである。

日本ではこうした規範はないものの、アメリカ（米）法の影響は小さいものではない。有名な「違法収集証拠排除法則」（違法に収集された証拠については証拠価値が変わらないとしても証拠能力を与えないというルール）もアメリカ生まれだ。

そうしたことから、米法の動向調査は基礎的なリサーチとして不可欠だし、研究も盛んだ。多くの米国判例が紹介されており、米国を研究素材にする論者も多い。彼の地に留学したり在外研究で過ごす研究者も多い。米法研究を主題とする日米法学会からは機関誌「アメリカ法」が年2回も刊行されている。

ところが、これまで米国刑事手続法の標準的テキストが翻訳される機会は非常に乏しかった。名著と呼ばれる出版物がこの分野で翻訳されるケースもほとんどなく、研究者なら原語で読めばよいという考えが支配してきたのだろう。

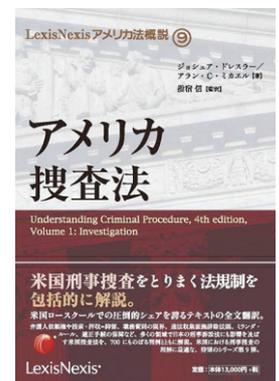
しかし、外国語で書かれたテキストから必要な箇所を即座に見つけ出し必要な情報を得ることは、実務法曹にとっては苦痛を伴う作業のはずだ。研究者でも網羅的に米法の判例や学説を参照できるツールは便利だろう。本書は米国の多数のロースクールで採用されている良書で定評もあり、訳出によっ

て日本の法学研究のみならず刑事弁護の第一線で活用されることが期待される。

もっとも、こんにち法曹界で外国法へのリスペクトが相対的に低下している点は大いに気になるところである。法解釈にあたって最高裁判例を絶対視したり、外国法研究に対して「出羽の守」といって揶揄するなど、外国に学ぶ必要はないといった兆候が見られるのは由々しき事態だ。法域が違って同じ法律論点を扱う以上、必ず参考となる発想や論争があるはずだ。海を越えておこなわれている激しい議論が、あなたの頭をきっと刺激するはずである。（了）

【参考】 <http://lexisbookstore.jp/book/fm/000598.html>

ジョシュア・ドレスラー、アラン・C・ミカエル 著、(監訳) 指宿 信  
 出版社：レクシスネクシス・ジャパン  
 ISBN-13：978-4-902625-94-3  
 発売日：2014年5月20日  
 判型：A5判  
 定価：¥13,000 + 税



※ニューズレター vol.6 p6 でも概要をご紹介します。

## 総括班支援室から領域メンバーへのお願いと行事予定

### ●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域のHP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、法と人間科学支援室（事務局）へメール（lahs \* let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

### <連絡先>

〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目 北海道大学大学院文学研究科  
 新学術領域研究「法と人間科学」総括班 支援室  
 E-mail: lahs \* let.hokudai.ac.jp, Tel. (011) 706 - 3912  
 法と人間科学 HP <http://law-human.let.hokudai.ac.jp/>  
 ※メールアドレスは\*を@に換えてご利用下さい。

